

令和6年3月21日（木）

次 第

[公開]

1 令和5年度第2回広島市いじめ防止対策推進審議会

開 会

- (1) 令和5年度のいじめ防止等の取組状況について(報告)
- (2) 令和6年度の取組の方向性について
- (3) その他

閉 会

令和5年度 第2回
広島市いじめ防止対策推進審議会配席表

宮里 智恵 広島大学大学院 人間社会科学研究科 教授		寺本 佳代 広島弁護士会 弁護士	
森川 早苗 広島県臨床心理士会 臨床心理士			岩井 優峰 元広島県警察本部 生活安全部参事官
(事務局)			

令和5年度 広島市におけるいじめ防止対策等の主な取組について

1 令和5年度の成果（実績）と課題について

(1) 支持的風土の醸成された学級づくりに係る取組の推進

令和4年3月に配付した学校・教員向けの指導資料「一認め支え合う学級の実現に向けて―支持的風土の醸成された学級づくりのためのハンドブック」と、令和5年3月に配付した同ハンドブック別冊「学校実践編」の内容を、生徒指導主事や教育相談・支援主任を対象とする集中研修で扱った。

また、11月に開催した生徒指導協議会において、改訂された生徒指導提要で示された4つの「生徒指導の実践上の視点」が、支持的風土を醸成する上で重要な視点であることを説明するとともに、別冊「学校実践編」に掲載している、広島市で実際に起こったいじめの事案を基にした研修資料を使って、未然防止の視点で、支持的風土の醸成された学級づくりに向けた取組について各校の実践を交流・協議することができた。

さらに、支持的風土の醸成された学級づくりに向けた取組においては、保護者や地域の理解・協力が不可欠であることから、いじめ問題対策連絡協議会が作成した啓発動画「子どもの笑顔のために～いじめとはどんなもの？～」を、8月に広島市公式YouTubeチャンネルで公開した。

そして、年度末には、支持的風土の醸成された学級づくりに向けたハンドブック別冊「学校実践編Ⅱ」を作成・配付した。「学校実践編Ⅱ」では、「児童会・生徒会活動」について、各学校の取組の好事例を掲載している。具体的には、小学校の取組として、児童会が主体となって「いじめ防止カルタ」を作成したものや、中学校の取組として、生徒会が作成したいじめ防止に向けた学習の指導案を基に、各学級の代議員が教師役となって授業をするものなどを掲載している。

今後の課題としては、いじめの被害を受けた児童生徒の中には、いじめ行為が止んだ後も心の回復ができずに休みがちになったり、転出したりする児童生徒も少なくないことから、より一層、支持的風土の醸成された学級づくりに係る取組の充実と、MLB教育の充実が必要である。加えて、学校として適切な対応をしていたとしても、保護者が学校のいじめ対応に関して不信感を持つケースもあることから、啓発動画「子どもの笑顔のために～いじめとはどんなもの？～」(別添資料参照)の活用を進めるとともに、支持的風土の醸成された学級づくりに向けた取組等、いじめ防止に向けた取組を、地域や家庭に積極的に発信する等の取組も必要である。

(2) いじめの積極的な認知に向けた教育相談の充実

いじめの積極的な認知に向けて、ICTを活用する等、アンケートの実施方法を工夫したり、アンケートと教育相談を組み合わせて計画的に実施したりするなどの好事例を、指導主事やいじめ対策推進教諭が、学校訪問等で収集・周知した。また、教育相談の一層の充実を図ることを目的として、教育相談・支援主任を対象とする集中研修や各学校における校内研修等を行い、教育相談に係る教員の資質向上のための取組を推進した。

今後の課題としては、児童生徒全員への面談の時間の確保が困難であると感じる学校もあり、引き続き、教育相談の充実に向けた各学校の工夫を収集・周知する必要がある。

(3) ライフスキル教育・MLB教育（SOSの出し方に関する教育）の充実

ライフスキル教育については、いじめ対策推進教諭の定期訪問や、教育相談・支援主任を対象とする集中研修を通して、学校の取組の充実に向けた好事例を収集し周知に努めたことにより、ライフスキル教育の年間計画を作成し計画的に実施した学校が増えている。

MLB教育については、今年度、小・中学校において全校実施することができた。高等学校については、令和6年度の全校実施に向けて指導案を作成し、1校が先行実施した。

今後の課題としては、引き続き、各学校のライフスキル教育の実践事例を周知するとともに、MLB教育については、全校実施により明らかになった課題や、令和4年12月に改訂された生徒指導提要で提示された自殺予防の未然防止教育に応じて指導案を見直す必要がある。

(4) 学年間・学校間の情報引継ぎの定着

情報引継ぎを行うに当たって、「引継ぎ対象の児童生徒の一覧を作成し管理している」など、引継ぎ資料を有効に活用している学校の事例を、いじめ対策推進教諭が全校を訪問して周知したほか、幼保小連携においては、小学校が主体となった引継ぎが概ね定着したり、小中高連携においては、年度変わりの引継ぎだけでなく、日頃から情報共有する際に、引継ぎシートの項目を意識したコミュニケーションが取れるようになってきたりしている。

課題としては、引継ぎ資料の保管の仕方や、記載内容の確認体制の構築等があり、引き続き、各校の工夫を収集・周知する必要がある。

(5) 児童生徒による主体的ないじめ防止に向けた取組の充実

各学校における取組について情報収集を行った。小学校においては、児童会が全校に呼びかけ、「クラスみんなで、いじめ防止についての意識を高め、仲を深める」ことを目的に、「~~な~~かないでばくもわたしもついてるよ」等のいじめ防止カルタを各クラスで手分けして作成する活動を行ったり、中学校においては、生徒会執行部が、いじめ防止の標語を募集し、校内や近くの公民館に掲示したりするなど、各学校では、児童生徒が主体となったいじめ防止の取組が広がっている。

また、庚午中学校では、『BIG HEART』プロジェクトとして、平成22年度に、生徒会が中心となったいじめ撲滅宣言「なくそう」「しよう」「助けを求めよう助けよう」の3つを柱とした宣言を採択している。その後、さらに「なくそう」宣言に6つの具体的な項目を策定し、10年間この宣言を基にいじめ防止の取組を行っている。毎年、生徒総会で宣言について話し合い、生徒全員で宣言を決定している。そして、この宣言をより浸透させるため、生徒会は宣言に賛同するよう署名活動を行い、署名をした生徒には基準服に付けられる「ブルーリボン」を配付している。この取組について、文部科学省主催の「令和5年度全国いじめ問題子供サミット」において生徒会代表の生徒がポスターセッションを行った。

さらに、広島市PTA協議会主催の「いじめ問題子どもサミット『つなげる心』」では、中学生125名が参加し、「発見しづらいいじめについて、クラスメイトの自分たちはどうしたらいいのか？」というテーマで意見交流した。

2 令和6年度の取組の方向性について

(1) 支持的風土の醸成された学級づくりに係る取組の推進

教職員の更なる資質向上と各学校における組織的な取組の推進を図るため、「支持的風土の醸成された学級づくり」に向けたハンドブックと、別冊「学校実践編」「学校実践編Ⅱ」を、生徒指導主事や教育相談・支援主任を対象とする集中研修や各学校における校内研修等で活用する。また、各学校の取組状況等についてさらに情報収集し、好事例については、令和7年度に向けて、ハンドブックの実践事例の中に加えていく。

さらに、いじめ問題対策連絡協議会が作成した啓発動画「子どもの笑顔のために～いじめとはどんなもの？～」の活用や、保護者、地域への学校の取組の発信についての好事例を収集し、各校に周知する。

ライフスキル教育については、各学校における取組の一層の推進を図るため、これまでに蓄積した実践事例（年間計画の作成例も含む）を、いじめ対策推進教諭の定期訪問や、教育相談・支援主任を対象とする集中研修を通して周知する。

MLB教育については、高等学校における全校実施を着実に推進することに加え、小・中学校での実施において、一層充実した指導案となるよう、これまでの実践を踏まえて、小・中学校で実施している指導案の改訂を行う。

（２） いじめの積極的な認知に向けた教育相談の充実

引き続き、教育相談の一層の充実に向けて、アンケートや教育相談によるいじめの積極的な認知の視点で、ICTを活用したアンケートの工夫や教育相談の年間計画等、各校の実践事例をいじめ対策推進教諭等による訪問の際に収集するとともに、収集した好事例を精選し、教育相談・支援主任を対象とする集中研修や各学校における校内研修等で共有する。

（３） 学年間・学校間の情報引継ぎの定着

本市の園・学校における「切れ目のない情報引継ぎ」の一層の定着を図るため、令和５年度末に実施している幼稚園・保育園等から高等学校等までの情報引継ぎの実施状況を把握し、その成果と課題を踏まえて必要な改善を行うとともに、情報引継ぎに係る留意点等を各園・校長会で周知する。

また、引継ぎ資料の活用についての充実を図るため、学校間の引継ぎだけでなく、校内における学年間や関係教職員間での引継ぎ資料の活用について、保管方法等も含めて好事例を収集・周知する。

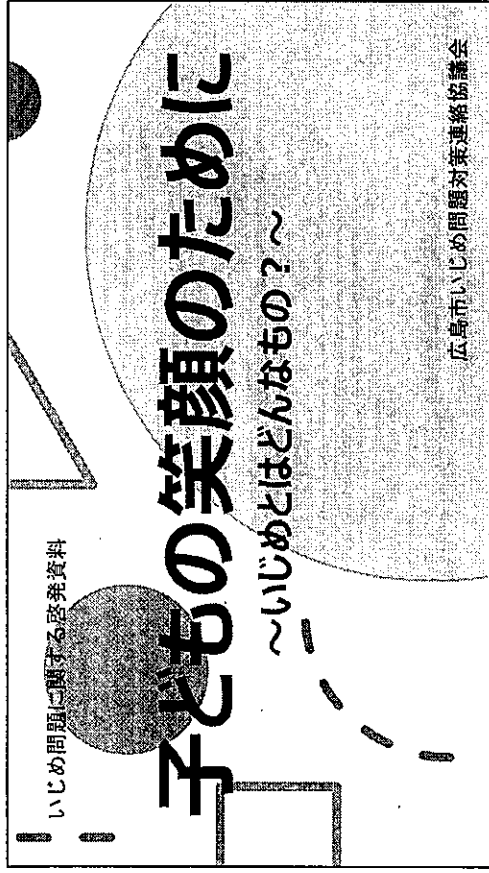
（４） 児童生徒による主体的ないじめ防止に向けた取組の充実

文部科学省主催の「全国いじめ問題子供サミット」や市PTA協議会主催の「広島市いじめ問題子どもサミット」への積極的な参加を検討するとともに、引き続き、各学校の児童会・生徒会の取組（小中連携による取組も含む）について情報収集し、好事例について周知を図る。

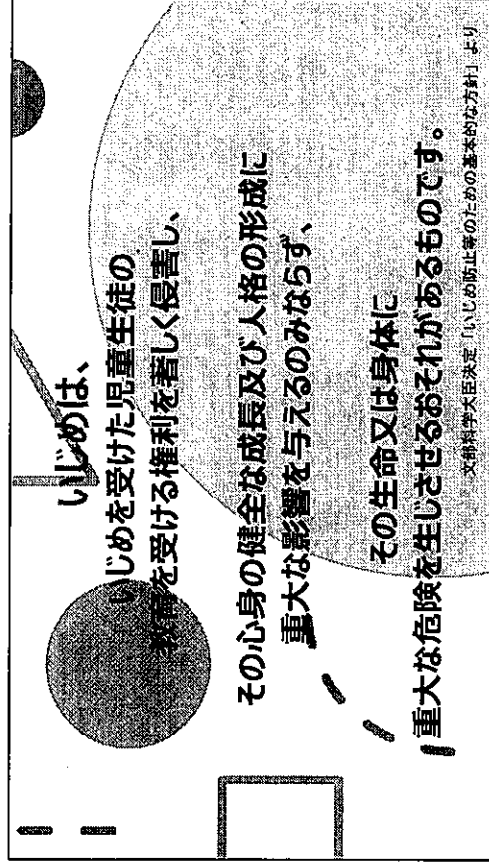
【参考】 いじめ防止対策に係る学校の取組状況

取 組 項 目	取 組 内 容
（１）教員と児童生徒との信頼関係の構築	
安心して生活できる学校づくり	○ 管理職や生徒指導主事等が、「支持的風土の醸成された学級づくりのためのハンドブック」や、今年度改訂した「いじめ対応ハンドブック」を活用し、長期休業中や職員会議等、様々な機会を作って研修を行った。 ○ MLB教育に関する研修を行い、MLB教育の充実を図った。 ○ 「関わり合いをもたせる」「伝え合う」「一人ひとりを大切にする」「子ども同士の意見交流を重視する」等、各学校でテーマを決めて授業づくりに係る校内研究を行った。
教員の感性・人権感覚等の向上	○ 「教師の言葉」についての校内研修を行い、教師の発言・応答が子どもにとって重要な言語環境であることを再認識し、日頃発している言葉を振り返った。 ○ 広島修道大学の河口教授を招聘し、学校教育におけるLGBTQに係る対応について研修した。
学校の考え方等の発信・周知	○ PTA研修会において、いじめや不登校に関する研修を行った。 ○ 学校だより、校長通信、生徒指導だより等、様々な機会を通じて発信した。地域に協力してもらい、学校だより等を、地域の方に配付してもらう学校もあった。

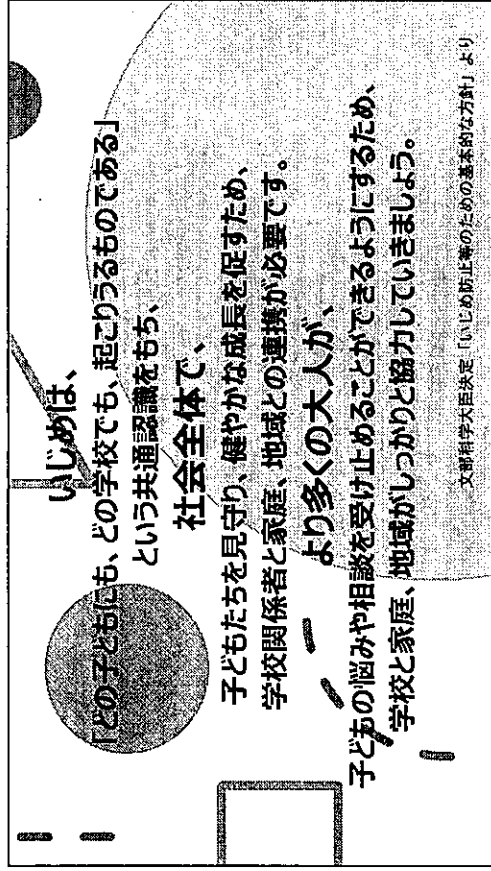
(2) いじめの未然防止と早期発見及び適切な対応	
未然防止	○ 縦割り活動やグループ学習等で、校内で研究を進めている協同学習の考え方を生かしながら、良質なコミュニケーションの場を積極的に取り入れた。 ○ 授業中や休み時間の過ごし方など、学級内でのルールを、子どもたちに課題意識を持たせ考えさせた。
心の参観日	○ 臨床心理士を講師に招き、「相手の気持ちを考えながらの聴き方」をテーマにロールプレイも交えての授業を実施した。 ○ アナウンサーを講師に招き、国際理解やキャリア教育についての講話を聞いた。 ○ 障害者理解学習として、様々な立場の講師を招き、「心のバリアフリー」「認知症サポーター養成講座」「障害者スポーツ」等について学習した。 ○ 元客室乗務員を講師に招き、「想う心」についての講話を聞いた。 ○ その他、学校が設定したテーマに沿って、学校心理士、弁護士、助産師等、様々な立場の講師を招聘し、実施した。
児童会・生徒会	○ 児童会・生徒会を中心に、次のことを企画・運営した。 「あいさつ運動」「縦割り活動」「折り鶴づくり」「地域清掃」 ○ いじめ防止を訴える動画を作成し、全校で視聴した。 ○ 学校行事としての展示会の一部を児童会に任せ、児童会が、縦割り班による作品作りを企画・運営し、縦割り班で作成した作品を展示した。
早期発見	○ いじめアンケートを年間複数回行い、児童生徒だけでなく、保護者にもアンケートを実施した。 ○ アンケートの実施に当たり、次のような工夫を行った。 ・ アンケートの記入時間を十分に確保したり、自宅に持ち帰って保護者と一緒に記入したりできるようにする。 ・ 複数回行う中で、タブレットで実施する回や、紙で実施する回など計画的に行う。 ・ 文章完成法を取り入れ、教育相談と組み合わせる。 ・ 校内に「あのねBOX」を設置し、困ったことがあればいつでも相談できるようにしている。 ○ 年間1回、全生徒がスクールカウンセラーによる面談を受けた。
(3) 校内組織体制の構築	
組織的な対応	○ 配慮を要する児童に関する会議について、各担任が生徒の引継ぎシートを基に報告するとともに、会議後、必要に応じて加筆している。
(4) 地域との連携の推進	
情報の発信	○ いじめ防止に係る取組をホームページに掲載したり、学校だより等に掲載し、地域に配付したりした。 ○ 学校運営協議会で、校長がいじめ防止の取組等について、具体的に説明した。
地域と連携した取組	○ 公民館等の地域のコミュニティの場で、吹奏楽部による演奏会を開いたり、文化系部活動の作品を展示したりした。 ○ 体育系部活動が地域の小中学校に出向き、実技指導をする。 ○ 中学校区ふれあい推進協議会による「あいさつ運動」として、中学校区内の全児童・生徒からあいさつの標語を募集して、各校の優秀作品を選び、のぼり旗にして地域に設置した。 ○ 総合的な学習の時間の、自分たちが住む町の特色や良さを調べる学習において、地域の方をゲストティーチャーとして招き、地域の歴史、自然、行事、商店街、再開発事業などについて学んだ。 ○ 小、中、高が連携して、地域で音楽コンサートを開催した。



- 保護者の皆様。
- 皆さんは、いじめを受けたことがありますか。逆にいじめをしてしまったことはありませんか。
- 子どもたちをいじめから守り、子どもが笑顔で毎日を通せるようにするためには、子どもの周りの大人の協力が不可欠です。
- 保護者の皆様にも、いじめ防止対策推進法を正しく理解していただき、一緒に子どもの笑顔を守りたいと思います。



- シートを読む
- つまり、いじめを軽く見るのではなく、どんないじめも見逃さず、早い段階でいじめを受けた児童生徒を守るようにしましょうということです。



○シートを読む

○そのために、いじめを正しく理解し、社会全体で共通認識をもつことが重要です。

○このように、子どもの悩みや相談をより多くの大人が受け止めることができるように、広島市では関係機関が集まっていじめ問題について話し合う協議会があります。

広島市いじめ問題対策連絡協議会とは

構成組織

「広島市教育委員会」 「広島市立小・中・高等学校長会」
「広島市児童相談所」 「広島法務局」
「広島県警察」 「広島県臨床心理士会」
「広島市PTA協議会」 「広島市医師会」
「広島市福祉士会」 「広島県社会福祉士会」
「広島市弁護士会」 「広島市医師会」
「広島市保健委員会」 計11機関及び団体

活動内容

いじめの未然防止、いじめの早期発見及び認知したいじめへの対応について協議

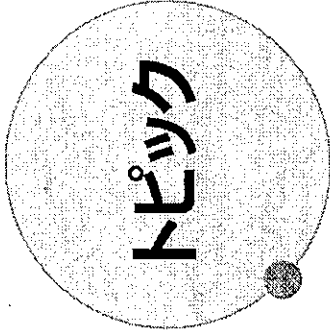
令和4年度版
カード＆ポスター

○それは、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」です。

○計11機関及び団体で、年数回集まり、いじめを未然に防止したり、いじめを早期に発見、対応したりすることについて協議しています。

○私たちの活動の1つとして、子どもたちがいじめ等の悩みを相談できる電話番号やLINE等を紹介したカードを配布しています。

○今日は、「いじめ防止対策推進法」をもとに、いじめについて一緒に考えていけたらと思います。よろしくお願いいたします。



トピック

いじめとは？

- 1 いじめとは？
- 2 いじめの構造
- 3 子どもを守るために
- 4 ネット上のいじめ
- 5 いじめのサイン

○お話しさせていただく、トピックです。

○まずは、いじめは社会問題の1つとして、ニュースや新聞で報道されているのをよく目にします。そもそも、いじめとは、法律でどのように定義されているのでしょうか。「1 いじめとは？」と「2 いじめの構造」というトピックで改めていじめについて説明します。

○次に、いじめ防止対策推進法で、子どもを取り巻く大人たちがするべきことが書かれています。そこで、「3 子どもを守るために」「4 ネット上のいじめ」について、いろいろな立場の大人の役割について説明します。

○最後に、子どもをいじめから守るために、いじめのサインをキャッチし適切に対応することが求められています。

○しかし、子どもが発するサインは本当に小さなものもあります。そこで、「5 いじめのサイン」とは、どんなものがあるか、説明したいと思います。

トピック 1

いじめとは？

○まずは、「いじめとは？」です。

○平成25年にいじめ防止対策推進法が施行され、法律の中で「いじめ」が定義されました。

いじめ防止対策推進法 第2条 より

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

行為の対象となった児童生徒が 心身の苦痛を感じているもの

○法律の言葉になっているので、少し難しいですが、要するに「（シートを読む）」は、いじめだということです。

○以前は、「いじめ」を説明する際に、「弱い者いじめ」と表現されていたように、「弱い者に対して」や「継続的に」「一方的に」「攻撃」などの言葉が使われていました。

○このように、これまで「いじめ」は、その行為がどのくらい悪質かで判断されてきました。

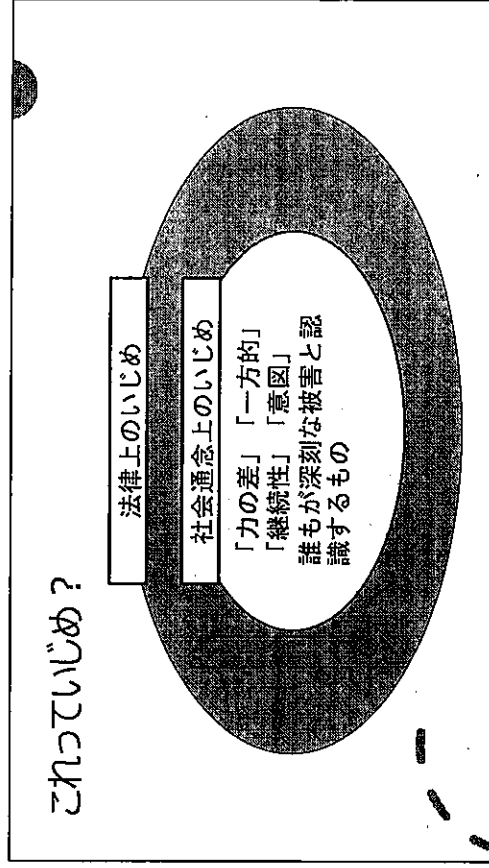
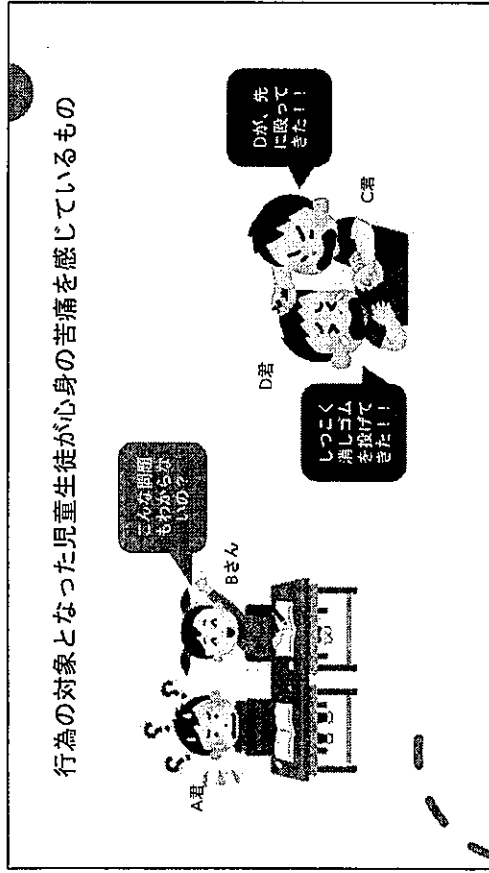
○しかし、本来学校教育においては、悪質な行為を見つけて指導することよりも、悩んだ子どもをできるだけ早く見つけてその子どもを適切に支援することが大切で、最優先で行わなければなりません。

○こうしたことから、「いじめ」は、皆さんが子どものところとは変わってきていて、いじめを受けている子どもを守るため、子どもが何に悩んでいるのか、その悩みが小さな時から、大人が適切に悩みに気付けて支援できるように定義されています。そのため、いじめは広くとらえられるようになりました。



○例えば、このように、「無視をされる。」「叩かれたり、蹴られたりする。』というのは、その訴えがあったり、その様子を教員が見たりすれば、いじめだと認知し、対応をしています。

○まさに、これらの行為は、「行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」なので、いじめだと捉えて対応します。



○加えて、現在、学校では、例えば、こんなものもいじめではないかと積極的に認識しています。

○「授業中に先生に指名されたが答えられないA君にBさんが『こんな問題も分からないの』と言いました。A君は、ショックを受けて下を向いてしまいました。」Bさんは何気なく言ったことかもしれませんが、A君はショックを受けています。これも、いじめとして認識します。

○さらに、けんかの場合です。「C君は、D君に消しゴムをちぎって投げ、D君は何度も止めてと言いましたがC君は繰り返し消しゴムをぶつけてきました。ついにD君は頭にきてC君を叩きました。するとC君は『叩いたな』といってD君とケンカになりました。その後、担任が事情を聞くと、C君は、『D君が最初に殴ってきて、嫌だった。』と話した。D君は、『C君がしつこく消しゴムを投げてきて嫌だった』と話した。両方が、叩き合ったケンカですが、お互いに心身の苦痛を感じており、双方のいじめとして認識します。

○そのほかに、善悪から行った行為、例えば、励ましのつもりで言った「もっと頑張れよ!」の声かけであっても、受け取る側の児童生徒のとらえ方によっては、いじめの可能性を疑い対応します。このように、相手を傷つける意図はない行為であっても、いじめと認識する場合があります。

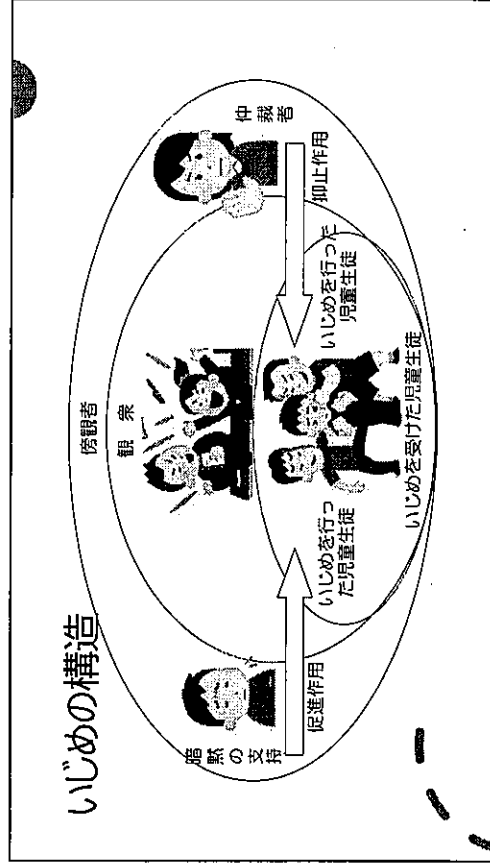
○したがって、社会通念上、「力の差」だったり、「一方的」だったり、「継続性」「意図」など、誰もが深刻な被害と認識するような行為、攻撃を「いじめ」ととらえてしまいがちですが、現在の学校では、行為を受けた子どもがどのように受け止めたかでいじめをとらえるので、広くいじめを認知した上で、いじめの取組を行っています。

○もちろん、犯罪行為に当たるようないじめの行為など、毅然と対応しなければならぬものもありますが、学校の取組においては、いじめを行った行為に対して、「いじめだ!!」と言って、その行為を行った児童生徒を厳しく指導することが取組の目的ではなく、いじめを受けた子どもが深刻な状態にならないようにすることを目的としています。

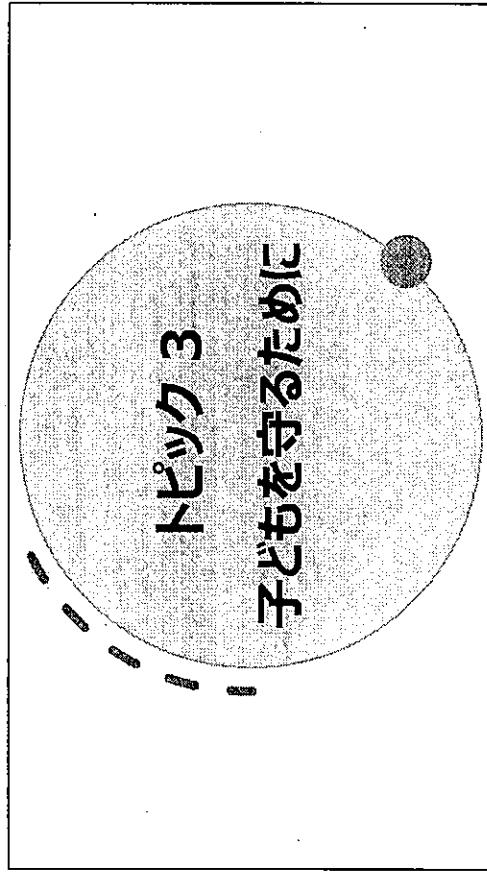
○どのような行為であっても、それを受け止めるのは子どもです。どのように受け止めるかはその人にしかわかりません。だからこそ、全ての大人が、広くいじめだと認知することで、いじめが、いじめられている子どもにとって、重大なことになってしまいうまに、いじめを受けた子どもを守り、不安を取り除くようにすることが重要なのです。



○次に「いじめの構造」です。いじめは、「いじめる」「いじめられる」の2つの視点で考えがちですが、学校では次のように考えます。



○クラスでいじめが起こったときに、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒だけでなく、「観衆」と呼ばれる、いじめの加害行為やいじめを行っている児童生徒をやし立てる者がいます。そして、その周辺にいる人を傍観者と言いますが、傍観者の中に、いじめを知っているが何もしない「暗黙の支持」と、いじめを止めようとする「仲裁者」に分けられ、合計5つの立場が存在します。○したがって学校は、いじめを認知した場合、いじめを行った児童生徒だけでなく、それをやし立てる「観衆」、知っていないが何もしない「暗黙の支持」も、いじめに加担する行為として、指導を行うようにしています。○そして、仲裁者が増えるように、指導していかなければなりません。



○では具体的に、いじめから子どもを守るために、何ができるのか、何をしなければいけないか。
○いじめ防止対策推進法から、子どもに関わっている大人、特に学校と保護者の役割について説明します。



○まずは、学校の役割、責務です。
○学校では、そもそもいじめを生まない集団づくりの取組などの「未然防止」の取組、また、教育相談などで子どもたちの悩みを素早くキヤッチする「早期発見」の取組、さらに、いじめをキヤッチしたときの、「適切かつ迅速に対応」する取組、の3つの取組を行います。
○そして「適切かつ迅速に対応」するために、いじめ防止対策推進法では2つ定められています。
○1つは、「学校いじめ防止委員会」の設置です。いじめに対応するのは、先生個人ではなく、組織で子ども一人一人を守るようにしています。学校には、担任、管理職などの教職員以外にも、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、専門的な知識を持つ職員もいます。こうした職員とも連携し学校全体で子どもを守ります。
○そして、2つめは、「学校いじめ防止基本方針」を定めることです。学校は、この学校いじめ防止基本方針に従って、いじめに対する取組を行います。
○詳しくは、学校のホームページなどで確認してみてください。
○このように、学校では大きく3つ、「未然防止」「早期発見」「適切な対応」を行います。
○しかし、学校だけで全てのいじめを解消することは難しいのも事実です。
○そこで、このいじめ防止対策推進法第8条の中で、
(クリック)

学校は

保護者、地域住民、
児童相談所その他の関係者
との連携を図りつつ・・・

いじめ防止対策推進法第8条 より
(学校及び学校の教職員の責務)

○学校は、「保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者と連携を図りましょう」と書いています。

○保護者との連携は、いじめの未然防止や早期発見という意味でも欠かすことができないことはもちろんですが、子どもがSOSを発信する場所は学校とは限らないので、SOSをキャッチするという観点からも、保護者や地域住民との連携はとても大切です。

○また、いじめを行った児童生徒への指導について、学校は、いじめの行為に対して毅然とした態度で対応を行います。その立ち直りに向けたサポートや保護者への助言など、学校だけでは対応が難しい場合があります。そのようなときは、児童福祉の専門機関である児童相談所等と密接に協力することが大切になります。

○さらには、事実認定や、いじめを行った児童への指導という観点から、積極的に警察と連携するようにし、場合によっては、司法関係の機関とも連携する場合もあります。

○このように、学校は、学校だけでいじめの被害から子どもたちを守るのではなく、我々、関係機関と連携することで、より効果的に対応できるようにしています。

保護者は

いじめをしないよう
に指導してください。

いじめから守って
ください。

国、教育委員会、学校が
行ういじめの防止等の取
組に協力してください。

いじめ防止対策推進法第9条 より
(保護者の責務等)

○そして、いじめ防止対策推進法には、保護者の責務についても、書かれています。これも大きく分けて3つの役割があります。

○まずは、お子様がいじめを行わないようにご家庭での指導をお願いします。皆さんも、お子様に対して日頃から、「友達が嫌な気持ちにならないように考えて行動するんだよ」などと声をかけていることと思います。こうした声掛けが、いじめ防止につながると考えています。

○次に、お子様がいじめを受けていると思ったら、いじめから守ってください。いじめの行為に対して一人一人の子どもがどのように受け取るかは人それぞれです。子どもに寄り添って、しっかりと言い分を聴いて子どもを守ってください。

○そして、国、教育委員会、学校が行ういじめの取組に協力をお願いします。

○ご家庭でのお子様の様子と、学校での様子をお互いに情報共有することがいじめの防止につながると考えています。

トピック 4 ネット上のいじめ

○このように、学校は、いじめの対応について、法律に従って取組を行っています。

○この法律の中で、ネット上のいじめについての条文があります。

○「いじめ」は、インターネットを通じて行われるものでも、学校はいじめを積極的に認知し、解決に向けて取組を行います。

○しかし、ネットへの書き込み等は学校生活の場面で行われているわけではないので、いじめの証拠となる投稿が削除されたり、発信者の特定ができなかったりと、この対応については、保護者の協力が欠かせません。

○こうしたことから、法律でも学校の役割と、保護者の役割について決められています。

学校は、児童生徒やその保護者に、必要な啓発活動を行います。

児童生徒又はその保護者は、情報の削除を求めたり、発信者情報の開示を請求したりするときは、必要に応じ、法務局等の関係機関の協力を求めることができる。

いじめ防止対策推進法第19条 より
(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

○インターネットを通じて行われるいじめについても、学校に相談があった場合、積極的にいじめだと認知し、取組を行います。

○学校は、いじめの加害行為が止むように、いじめを行っている児童生徒を指導したり、いじめを受けた児童生徒を支援したりしています。

○しかし、インターネット上に掲載されている悪口を完全になくすることは難しい場合があります。また、加害行為としての書き込みを行っている人を特定することが難しい場合もあります。

○そのような時でも、インターネット上でいじめを受けた児童生徒又はその保護者であれば、インターネット上に書き込んだ悪口等の削除や、書き込みを行った人の情報の開示を求めて、法務局や警察などの関係機関に協力を求めることができます。

○拡散等の危険を防ぎ、インターネットによるいじめに悩んでいる子どもたちを守るためにも、早急な相談と、関係機関への協力要請が必要です。

トピック 5 いじめのサイン

○最後に、いじめのサインについてです。
 ○最初にも言いましたが、いじめは身体や生命に重大な危険を生じさせるものとして、子どもに関わる全ての大人が子どもが発する小さなサインを見落とすことなく、大きな影響を及ぼす前に適切な支援を始める必要があると考えています。
 ○そこで、保護者の方にも協力をしていただきたいと思います、自宅において見つけることのできる小さなサインの具象をお伝えしたいと思います。

「いじめ」を受けていませんか？

- ☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- ☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。
- ☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- ☐ 学校や友達の問題がへった。
- ☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- ☐ 服が汚れていたり、やぶれていたりする。

(文部科学省「いじめのサイン発見シート」より)

○まずは、いじめを受けているかもしれないという視点での子どもが発するサインです。
 (シートを読む)
 ○などがあります。

「いじめ」をしていますか？

- ☐ 言葉づかいが荒くなる。
- ☐ 言うことをきかない。人のことをばかにする。
- ☐ 貰ったおぼえのない物を持っている。
- ☐ 与えたお金以上のものを持っている。
- ☐ おこづかいでは買えないものを持っている。

(文部科学省「いじめのサイン発見シート」より)

○次に、わが子がいじめをしているかもしれないという視点でのサインです。

(シートを読む)

○などです。

「あれ？」もしかして思ったら・・・

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- 様子がおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないでください。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめられている人が悪いわけではないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。
 - 「無視しなさい」「大したことではない」「あなたも悪いところがある」
 - 「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

(文部科学省「いじめのサイン発見シート」より)

○そして、「あれ？」もしかして思ったら・・・」
(シートを読む)

○そして、お子様がいじめについて話をしたら、まずは、「よく言ってくれたね。勇気を出してくれたね。」とお子様を認めて、嫌なことがあったらどこでもだれにでも相談できるんだという安心感を与えることが重要だと考えます。

「あれ？」もしかして思ったら・・・

I いじめの相談をすることができます。

「いじめ110番（広島市教育委員会）」

・・・082-242-2110

「ヤングテレホン広島（広島県警察）」

・・・082-228-3993

「こどもの人権110番（広島法務局）」

・・・0120-007-110

「こどもでんわそうだん（広島弁護士会）」

・・・090-5262-0874

II 子ども・家庭に合わせた支援をします。

児童相談所・医師・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

○そして、「あれ？もしかして」と思ったら、まずは学校に相談してください。

○ご家庭で聞いた内容を、できるだけ具体的に学校と情報を共有し、学校がキャッチしていることと合わせて、お子様が安心できる環境を整えていきましょう。

○また、その他にも、教育委員会や警察など、子どもやその保護者が抱える様々な悩みに対して相談できる機関があります。

○子どもを守るのは、保護者だけでなく、学校だけでもありません。私たち大人がみんなで、社会全体で守るものです。○心配なことがあったら、ささいなことでも結構です。まずは相談してください。

○そして、皆さんの大切なお子さんの笑顔を守るために、私たち大人が協力し合って対応していきましょう。